

福岡県暴力団排除条例改正

令和3年12月1日施行



暴力団事務所の開設及び運営を禁止する地域が拡大!!

以下の場所の周囲200mの区域(④については地域)で、暴力団事務所の開設及び運営が禁止されます。

①

子ども子育て支援事業等の保育を行う場所
「子ども・子育て支援事業を行う施設、家庭的保育事業所、認可外保育施設など」

②

遊びの場
「都市公園、公営の体育施設など」

③

学びの場
「各種学校、博物館相当施設、世界遺産、重要文化財など」

④

住宅街・商業地域
(住居系用途地域)・(商業系用途地域)
「都市計画法に規定する住居系用途地域及び商業系用途地域」

☎ 暴力団に関する相談窓口はこちら

福岡県警察本部 092-641-4141

詳しくはホームページをご覧ください。

福岡県警察

検索



「福岡県警察シンボル・マスコットふっけい君」